

阿蘇市長選挙の投票日が決定しました

●選挙管理委員会事務局 ☎22-3239 ☎22-3239

阿蘇市民の代表を選ぶ大切な選挙です。自分の意思で投票しましょう！！

投票日

平成25年2月24日 日

投票時間：午前7時から午後6時まで

※荻の草、深葉地区は午後4時まで。

※衆議院の解散総選挙が2月に実施されることとなった場合は、投票日が変更となることもあります。

〔立候補予定者説明会のご案内〕

●日時 平成25年1月25日(金) 午後2時

●場所 阿蘇市役所 北側別館大会議室

※立候補を予定されている方は必ずご出席ください。(代理人でも構いません。)

※各立候補予定者から5名以内でご出席ください。

※出納責任者(予定者を含む)はご出席ください。

〔選挙権について〕

●転入された方

平成24年11月16日までに、転入(届出日が基準)された方は、選挙権があります。11月17日以降に転入された方には選挙権はありません。

●転出された方

転出された時点で市の選挙については選挙権がありません。再転入されても3ヶ月経過しなければ投票できません。

●転居者(阿蘇市内での異動)

平成25年2月16日以降に別の投票区へ転居された方は、以前にお住まいの投票区での投票となります。

児童・生徒の就学指定校の変更制度

●教育委員会 学務1係 ☎22-3229 ☎55-3229

市では、小・中学校への就学について、教育委員会が住民基本台帳の住所により就すべき学校を指定していますが、理由があり指定校以外の学校を希望する方のために、「指定学校変更申立」という制度があります。この制度は、下記のとおり許可の基準を定めて実施しています。

なお、来年度の新入学児童・生徒の指定学校変更については、12月中旬にご家庭へお送りする『入学通知書』に手続き方法が記載されていますので、指定学校の変更を希望する方は、入学通知書が到着後、所定の手続きを行ってください。

●就学指定校変更の基準

- 1 地理的な事情に関するもの
- 2 身体的な事情に関するもの
- 3 家庭の事情に関するもの
- 4 教育的な配慮を必要とするもの
- 5 その他、教育委員会が適当であると認めるもの

※学校運営又は施設の状況等から判断し、指定校変更が認められない場合があります。

その他、それぞれの基準の詳細については、教育委員会におたずねください。



市民の皆さまへ、大事なお知らせや制度などを紹介するコーナーです。お問い合わせは各担当課までお気軽にどうぞ。(☎はお知らせ端末の番号)

平成25年度 保育園入園のご案内

●健康福祉課 子育て支援係 ☎22-3167 ☎56-3167

●保育園一覧

地区	保育園名	電話番号	定員
一の宮	(私)宮地保育園	☎ 22-2444	100
	(公)坂梨保育園	☎ 22-0435	45
	(私)りんどう保育園	☎ 22-4539	100
	(私)古城保育園	☎ 22-0380	50
阿蘇	(私)内牧保育園	☎ 32-0354	130
	(私)熊本 YMCA 黒川 保育園	☎ 34-0402	110
	(公)山田保育園	☎ 32-0794	45
	(公)乙姫保育園	☎ 32-0315	30
	(私)熊本 YMCA 赤水 保育園	☎ 35-0024	90
	(私)熊本 YMCA 永草 保育園	☎ 32-0810	30
波野	(私)熊本 YMCA 尾ヶ石 保育園	☎ 32-0213	40
	(公)波野保育園	☎ 24-2800	45

(公) 公立 (私) 私立

保育園は、家庭でお子さんの保育ができないとき、家族に代わって保育するところ。0歳児から小学校就学に至るまで、年齢と個々の発達に応じて、適切な乳幼児保育を行っています。入園を希望される方は、次のとおりお申し込み下さい。また、**年度途中での入園を希望される方も期間内にお申し込み下さい。**

●受付期間

11月5日(月)～12月7日(金)

●入園基準

入園できる児童は、児童福祉法に基づき、次のいずれかの事項に該当する家庭の児童です。

- ① 仕事をしている又は就職活動中である
- ② 家庭で家事以外の仕事(内職など)をしている
- ③ 出産の前後、病気、負傷、心身に障がいがある

④ 介護や看病の必要な方の世話をしている

⑤ その他、お子さんの保育ができないと判断されたとき
※「集団生活を体験させたい、幼児教育の場として利用したい」という理由では入所の対象になりません。



●提出書類

市役所健康福祉課、各支所と各保育園に用意してあります。また、阿蘇市ホームページからもダウンロードできます。

- ① 保育所入所申込書(1人に1枚)

② 家庭内状況申立書(1世帯につき1部)

③ 平成24年分源泉徴収票(写し) または平成24年分確定申告書(写し)

④ 平成24年度課税台帳記載事項証明書(平成24年1月1日以降の転入者のみ必要となります。)

※家庭の状況により、右記以外の書類が必要な場合があります。

※③と④は後日、提出していただきます。

● 保育料 公立・私立保育園共に同じで、お子さんの年齢と世帯員の課税状況によって算定されます。

● 入園の承諾 来年2月頃に決定し、保護者に通知します。なお、一つの保育園に希望者が多く、定員を超える場合は、他の保育園に入園していただくこともありますので予めご了承ください。